

議案第40号

朝来市税条例の一部を改正する条例制定について
朝来市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。
令和元年6月6日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）が公布されたことに伴い、個人市民税の申告書記載事項の簡素化、軽自動車税の軽課に関する規定の新設等を行うため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市税条例の一部を改正する条例

朝来市税条例（平成17年朝来市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「第9項の」を「第10項の」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた

原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る３輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該３輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

- 第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる３輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該３輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月１日から令和２年９月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の３輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年４月１日から令和２年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
---------	--------	--------

第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車
が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当す
るかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1
項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該
判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83
条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後
において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等
の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情
報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交
通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認
定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般
承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者と
みなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除
く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、
同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額と
する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第36条の2中第9
項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項
を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項
の改正規定並びに次条の規定は、令和2年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条ただし書の規定による改正後の朝来市税条例（次項及び第3項におい
て「新条例」という。）第36条の2第7項の規定は、令和2年1月1日以後に令
和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用
し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人
の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、令和2
年1月1日以後に支払を受けるべき朝来市税条例第36条の2第1項に規定する給
与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書に
ついて適用する。

3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、令和2年1月1日以後に支払を受ける
べき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定によ
る改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」
という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の

規定の適用を受けるものを除く。) について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、改正後の朝来市税条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、令和元年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 改正後の朝来市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

議案第40号資料

朝来市税条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(市民税の申告) 第36条の2 (略) 2～6 (略)	(市民税の申告) 第36条の2 (略) 2～6 (略) <u>7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</u>
<u>7～9 (略)</u> (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書) 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の 給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)、(2) (略)	<u>8～10 (略)</u> (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)、(2) (略) <u>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u>
<u>(3) (略)</u> 2～5 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者	<u>(4) (略)</u> 2～5 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定

_____ _____ _____ _____ _____ _____ (以下この条において「<u>公的年金等受給者</u>」という。) で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の _____ <u>公的年金等の支払者</u> (以下この条において「<u>公的年金等支払者</u>」という。) から毎年最初に同項に規定する<u>公的年金等</u>の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該<u>公的年金等支払者</u>を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)、(2) (略) (3) (略) 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を<u>公的年金等支払者</u>を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該<u>公的年金等支払者</u>を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、<u>公的年金等受給者</u>は、当該<u>公的年金等支払者</u>が<u>所得税法第203条の5第2項</u>に規定する<u>国税庁長官</u>の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。	する<u>公的年金等</u> (<u>所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く</u>。以下この項において「<u>公的年金等</u>」という。) の支払を受ける者であって、<u>扶養親族</u> (<u>控除対象扶養親族を除く</u>。) を有する者若しくは<u>単身児童扶養者である者</u> (以下この条において「<u>公的年金等受給者</u>」という。) で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>所得税法第203条の6第1項</u>に規定する<u>公的年金等の支払者</u> (以下この条において「<u>公的年金等支払者</u>」という。) から毎年最初に<u>公的年金等</u> _____ の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該<u>公的年金等支払者</u>を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)、(2) (略) (3) <u>当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u> (4) (略) 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を<u>公的年金等支払者</u>を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該<u>公的年金等支払者</u>を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、<u>公的年金等受給者</u>は、当該<u>公的年金等支払者</u>が<u>所得税法第203条の6第2項</u>に規定する<u>国税庁長官</u>の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。
--	--

3 (略) 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 5 (略) (市民税に係る不申告に関する過料) 第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第8項若しくは第9項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 2、3 (略) 附 則 (特別土地保有税の課税の特例) 第15条 (略) (軽自動車税の環境性能割の賦課徴	3 (略) 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 5 (略) (市民税に係る不申告に関する過料) 第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第9項若しくは第10項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 2、3 (略) 附 則 (特別土地保有税の課税の特例) 第15条 (略) (軽自動車税の環境性能割の非課税) 第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴
--	---

収の特例)
第15条の2 (略)

収の特例)
第15条の2の2 (略)
2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車^が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア (イ)	3,900円	1,000円
第2号ア (ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア (ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車
が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車
が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア (イ)	3,900円	2,000円
第2号ア (ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア (ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適

第16条の2 削除

用を受けるものを除く。) に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア (イ)	3,900円	3,000円
第2号ア (ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア (ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な

	<u>情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。</u> <u>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u>
--	--